

令和7年8月1日から

後期高齢者医療の 資格確認書が 交付されます。

【後期高齢者医療資格確認書】
(有効期限:令和8年7月31日まで)

うす紫

後期高齢者医療資格確認書	有効期限	11XXXXXXXXXX
被保険者番号	8XXXXXXXXX	3XX
氏名	10XXXXXXXXXX	性別 4XXX
生年月日		11XXXXXXXXXX
資格取得年月日		11XXXXXXXXXX
交付年月日		11XXXXXXXXXX
負担割合・発効期日	20XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
限度区分・発効期日	22XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
長期入院該当日		11XXXXXXXXXX
特定疾病区分・発効期日	3XX	11XXXXXXXXXX
保険者番号	3XX	8XXXXXXXXXX
保険者名	15XXXXXXXXXXXXXXXXXX	

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。また、後期高齢者医療では、令和8年8月までの暫定的な運用としまして、マイナ保険証をお持ちの方にも引き続き「資格確認書」が交付されます。なお、マイナ保険証をお持ちの方で、第三者の介助を要するなど、マイナ保険証での受診が困難な方は、申請いただければ令和8年8月以降も継続的に「資格確認書」が交付されます。

令和6年12月2日以降、**限度額適用認定証**と**限度額適用・標準負担額減額認定証**は資格確認書の任意記載事項となっています。**任意記載事項の記載には申請が必要です。**

※負担区分が「区分I」、「区分II」の方は、限度額適用・標準負担額減額認定の記載がない場合、事後に食事代を差額支給することができませんので、ご注意ください。

医療を受けるときは、資格確認書等を必ず提示してください

詳しいことは、お住まいの市町村または、高知県後期高齢者医療広域連合
(☎088-821-4526)までお問い合わせください。

高知県内各市町村・高知県後期高齢者医療広域連合